

## 年金だより

### 学生納付特例制度について

学生納付特例制度とは、申請をして承認されると、在学期間中の保険料の納付が猶予され、卒業後に後払いできる制度です。

**対象者は**  
大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他の教育施設の一部に在学する20歳以上の学生（夜間・定時制課程や通信課程を含む）であって学生本人（扶養親族がいない場合）の前年の所得が68万円以下の人です。

申請をして承認されたら  
学生納付特例期間は、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給要件の審査において、納付した期間と同様に扱われます。また、老齢基礎年金においては、受給資格期間の計算には算入されませんが、年金額の計算には算入されません。

学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めること（追納といえます）ができますので、満額の老齢基礎年金を受けるためにも卒業したら忘れずに追納しましょう。

申請が遅れたら

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月からその年度末までを承認することになっていきます。承認前の期間は、保険料を納めなければ未納期間となり、その後に、けがや病気が原因で障害が残っても、障害基礎年金が支給されない場合があります。承認前の期間については、必ず納めておきましょう。

**申請先**

申請は、役場町民福祉課福祉関係係に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、在学証明書または学生証の写し、及び印鑑をご持参ください。

### 人口定住促進奨励対策事業について

町では、若者の定住促進と地域の活性化を目的に人口定住促進奨励対策事業を実施しています。

1. 転入奨励金

① 転入者（町外出身者で、2人以上の家族として新たに本町に住所を定めた方）に交付  
● 持家（定住の意志をもって本町に住居を新築若しくは購入し、居住すること）  
：300,000円

● 借家（定住の意志をもって本町に住居を借りて居住すること）  
② Uターン者（5年以上（持家は3年以上）町外に住所を移していた町出身者が、2人以上の家族として再び本町に住所を定めた方）に交付  
：100,000円

● 持家（転入者と同じ）  
：300,000円  
● 借家（転入者と同じ）  
：300,000円

③ 転入者、Uターン者とも18歳未満の子供を有している場合の加算金、1人につき  
：30,000円

④ 転入者、Uターン者とも世帯主の年齢は50歳未満とする。  
2. 後継者育成奨励金

本町に住所を有し、年齢40歳未満の方が定住の意志をもって、農業、林業、漁業、商工業の後継者として、専業又は第一種兼業で就業した場合に交付  
：100,000円

3. 結婚祝金  
本町に住所を有し、定住の意志のある方が婚姻届を提出した場合に交付：50,000円  
4. 出産祝金  
本町に住所を有し、定住の意志のある方が3人以上出産した場合、生存している子供3

人目から親権者に交付  
● 3人目 …… 50,000円  
● 4人目 …… 100,000円  
● 5人目 …… 150,000円  
● 6人目以上は、1人増すごとに50,000円増額

**申請方法** 役場総務課備え付けの奨励金等交付申請書と備付書類に、必要事項を記入し、次の書類とともに提出してください。  
① 転入奨励金：住民票の謄本、雇用証明書、身元保証書、印鑑証明書  
② Uターン者：戸籍の附票  
● 持家：建物を取得したことが証明できる書類

③ 後継者育成奨励金：住民票の謄本、身元保証書  
④ 結婚祝金：戸籍謄本  
⑤ 出産祝金：戸籍謄本  
**問合せ先**  
役場総務課企画情報係  
☎ 37-2111

### 農薬取締法改正のお知らせ

昨年、無登録農薬が全国的に流通し、使用されている実態が明らかとなり、国民の「食」に対する信頼を損なう大きな問題となりました。

このため、昨年12月に農薬取締法が改正され、3月10日

からこの改正法が施行されました。主な改正点は、①無登録農薬の製造・輸入・使用の禁止、②農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止、③違反の場合の罰則の強化などです。農薬は農林水産省の登録のあるものを、ラベルをよく読んで使うことが必要です。

詳しい農薬情報は、農林水産省ホームページ  
[http://www.maff.go.jp/no\\_uyaku/](http://www.maff.go.jp/no_uyaku/)

の農薬コーナーをご覧ください。また、日置農林事務所（☎ 37-2155）までお問合せください。

### 乳幼児医療費助成制度をご利用の方へ

4月1日から、乳幼児医療費助成制度の改正により、1日当たりの入院時食事負担助成額500円の補助が廃止になります。詳しくは、保健課係（☎ 37-5100）までお問合せください。